

## ひょうご水素社会推進会議 開催要綱

## (目的)

第 1 条 産学官が一体となり兵庫県が有するポテンシャルを活かし、日本における水素社会の先導的な地域となることを目的に、ひょうご水素社会推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

## (検討事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 水素の新たな利活用に関する事項
- (2) 水素社会実現に向けた機運醸成に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、兵庫水素社会推進構想の推進に関し必要な事項

## (運営)

第 3 条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 会議の開催に係る構成員の招集は兵庫県企画部総合企画局計画課水素・エネルギー専門官（以下「専門官」という。）が行う。
- 3 構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ専門官の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 4 会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- 5 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 専門官は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (研究会の開催)

第 4 条 検討事項の一部について、特定の構成員からの意見聴取が必要な場合は、研究会を開催することができる。

- 2 研究会に招集する構成員は、専門官が指名する。
- 3 研究会の議事を進行するため、研究会構成員の互選により、研究会座長を選任する。
- 4 研究会の運営については、第 3 条第 2 項から第 6 項の規定を準用する。

## (謝金・旅費)

第 5 条 構成員及び構成員の代理人が会議に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。第 3 条第 6 項に基づき出席を求めた者についても、謝金及び旅費を支給することができる。

- 2 謝金の支給については、別に定める。
- 3 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表（第3条関係）

## ひょうご水素社会推進会議 構成員

氏 名	所属・役職名等
伊藤 省吾	兵庫県立大学 水素エネルギー共同研究センター 教授
川村 昌志	公益財団法人新産業創造研究機構 理事 兼 事務局長
草薙 真一	兵庫県立大学 政策科学研究所 教授
小谷 祐介	姫路市 環境局 環境政策室長
武田 実	神戸大学大学院海事科学研究科・海事科学部 教授
西山 覚	神戸大学 再生可能エネルギー社会実装研究センター 教授
浜本 泰幸	神戸市 環境局 副局長
日村 健二	近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー推進室長
牧村 実	公益財団法人新産業創造研究機構 理事長

## 所 属 等

岩谷産業株式会社
株式会社大林組
大阪ガス株式会社
川崎重工業株式会社
関西電力株式会社
株式会社神戸製鋼所
東芝エネルギーシステムズ株式会社
トヨタ自動車株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
丸紅株式会社